

# いおくニュース

2016年8月号



## ■プロフィール■

猪奥美里 (いおく みさと)  
 1980年奈良市秋篠町生まれ  
 平城小学校・平城中学校／ドイツギムナジウムジーク留学／奈良大学附属高等学校／立命館大学・立命館大学大学院(環境経済学専攻)／衆議院議員秘書  
 2011年奈良県議会議員初当選  
 2015年4月12日2期目当選  
 ◆ 総務警察委員会  
 観光振興対策特別委員会  
 議会運営委員会 委員  
 ・ ・ ・ ・ ・

■政治とカネ 舛添前都知事のファーストクラス海外出張問題から端を発し、政治とカネの問題は都知事辞任まで発展をしました。その後、舛添前都知事を追求していた側の議会でも、実態が明らかになりました。『2015年度の政務活動費(政活費)で、都議68人が業界団体などの新年会に計2251回出席し、計約1619万円を「会費」として支出していた事が取り上げられ問題となりました。

都議会の基準では、飲食を伴う会合でも情報収集が目的なら1回1万円を限度に支出できるが、「選挙目的などと誤解されかねず、公金を使うのは不適切」との批判もある。』

※朝日新聞8月10日

この“不適切”という言葉。舛添前都知事が会見で繰り返した「不適切だが違法ではない」という言葉と繋がっています。

## ■ 政務活動費の前に

一般家庭であたりまえに行われていることを公職選挙法などによって規制されています。例えば、暑中見舞いや年賀状を選挙区の人に出す、お祭りなどへご祝儀を出す、などです。具体的に年賀状の場合は、「手書き」の「返礼」に限っては出すことができます。それはなぜか。誰にでも出してよいとなれば、選挙区の人全員に出してしまう者もあり、それにはお金がかかります。もちろん会費以外のご祝儀やお中元、お歳暮なども禁止です。買収にあたります。とりわけ選挙となれば規制はさらに強くなります。アイテムの制限や数の制限などもあります(選挙前は2人や3人のポスターに貼り変わるのも規制の一つです)。公職選挙法は規制法であり、してはいけないことを定めた法ですが、この様々な規制は立法の主旨として“選挙にお金を使わないようにする”ということにあります。それは、①政官業の癒着を断ち

切る。資金が必要となれば、腐敗の温床となりえる(選挙でお金が必要→業界から資金援助をもらう→当選後、何らかのカタチで資金援助者にお返しをする)。このような負のスパイラルを生まないようにすること、そして、②資金力の有無を問わず、志ある人が立候補できるようにするためです。 ■奈良県議会の政務活動費 奈良県議会では、報酬(給料ではなく、報酬と言います)の他に政務活動費があります。額は、条例によって定められ、それぞれの議会によってことなります。奈良県議会の政務活動費は、議員1人当たり28万円 会派交付2万円

(×所属議員数)を合わせた月額30万円です。(県内の市町村では、そもそも政務活動費が無い議会も多くあります)。

東京都議会で問題となった会費ですが、奈良県議会の政務活動費の手引きでも、下記のように規定しています。「政務活動にかかる会合に関係する飲食費は、社会通念上許される範囲として、1人5,000円までを限度とする。」つまり、ルール上は支出しても構わない事になっています。これが「違法ではない」根拠。しかし、この使い方が“適切”なのかという事が争点になっているのです。そもそもなぜ、報酬とは別に政務活動費があるのでしょうか。

## 7月スケジュール

1日(金)参議院選挙  
2日(土)参議院選挙  
3日(日)参議院選挙  
4日(月)参議院選挙  
5日(火)参議院選挙  
6日(水)参議院選挙  
7日(木)参議院選挙  
8日(金)参議院選挙  
9日(土)参議院選挙  
10日(日)参議院選挙 投票日  
11日(月)選挙後片付け  
12日(火)休み  
13日(水)休み  
14日(木)支持者面談  
15日(金)民進党奈良県連臨時常任幹事会  
16日(土)支持者面談  
17日(日)支持者面談  
18日(月)支持者面談  
19日(火)県連代表面談、民進党青年委員会打ち合わせ  
20日(水)ローカルマニフェスト地方議員連盟関西勉強会@兵庫県議会  
21日(木)ニュース印刷  
22日(金)民進党青年委員会近畿ブロック総会、研修会  
23日(土)4Hクラブ、民進党総支部連合会1区幹事会、梅ヶ丘夏祭り  
24日(日)高校野球奈良大会、ドットジェイピー二次面接  
25日(月)支持者訪問  
26日(火)ファシリティマネジメント室相談  
27日(水)高校野球奈良大会  
28日(木)東京都議会補欠選挙／大田区選挙区もり愛候補応援  
29日(金)東京都議会補欠選挙／大田区選挙区もり愛候補応援  
30日(土)支持者面談  
31日(日)政府予算に関する提案・要望説明会、  
民進党奈良県連全議員懇談会

〒631-0817

奈良市西大寺北町1丁目1-16

岡本ビル103号

TEL 0742-53-1093 FAX 0742-53-1094

メール [info@ioku.jp](mailto:info@ioku.jp)

ブログ <http://ameblo.jp/1093310/>

ホームページ <http://ioku.jp/>

→表の続き

政務活動費は、政策立案機能や監視機能の充実強化を図り、議会が求められる機能を十分に発揮するために、意見聴取や現場視察、調査研究など各種経費が必要となる。その一部を公費で負担するものです。

私は、新年会などへの参加が、ただちに政策立案機能や監査機能の向上に資するとは思いませんし、営業活動とも捉えられかねない会費支出は一切行っていません。調査、研究と認められる支出のみで最大限に活用しており、必要な経費です。けれども、こういった運用が許されるルール設定をいつまでも許しては、本来良いはずがありません。報道などで注目されている今がチャンスと捉え、透明性があり理解を得られるルールに変更していくべきです。

県議会では、公職選挙法を遵守し虚礼廃止の実を上げるため、選挙区内の香典を一切行わないことを決定しています。このように曖昧にせず、一つひとつ明文化していきます。